

第3回障害者福祉専門分科会・第4回児童福祉専門分科会(合同分科会)の書面会議における意見等一覧

「対応の種別」欄の凡例:意見→ご意見として施策の推進にあたっての参考とします。修正→ご意見を踏まえ、会議終了後に修正します。

No.	協議事項	資料番号	該当箇所	意見等の主旨	事務局の対応・回答	対応の種別
1	(1)	資料1	P41 2 基本的視点	<p>「2 自立の支援」について、資料2のNo.8の意見を踏まえ、注釈として定義づけとまでいかないまでも、本計画における「自立」の考え方を示すのもよいのではないか。</p> <p>【追加文例】 「自立」とは、「他の援助を受けずに自分の身を立てること」の意味でとらえられることが多いが、本計画においては、「自己決定に基づき、必要に応じて多様な援助を受けながら、主体的な生活を営むこと」を指している。</p>	<p>ご意見のとおり、「自立」には広い意味があり、パブリックコメントでいただいたご意見の趣旨も含まれるものであるため、追加文例のとおり計画案の41ページ下部に注釈として記載し、資料2の市の考え方も修正いたします。</p>	修正
2	(1)	資料1	P55 数値目標	<p>④-4 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の充実について、令和7年度の参加者数の目標は5,500人と実績から増加していない。また、P31の課題の整理の中で、開催のあり方について検討が必要だと記載がある中で、現時点で目標を設定すべきものか再考する必要があるのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、「ふれあいの日」については、計画の第I編に記載のあるとおり開催方法等に課題があるとの声をいただいております。</p> <p>「ふれあいの日」は、本市における障がいに対する理解促進に資する重要なイベントと考えており、実績と同じ水準ではありますが、第5次計画でも現行計画から引き続き参加者数について目標を設定したいと考えております。</p> <p>本イベントは、市内障がい福祉関係団体で構成される実行委員会が主催となり開催されておりますが、開催にあたっては、市も参画しておりますので、実行委員会との協働のもと開催方法のあり方について検討を進めていきたいと考えております。</p>	意見
3	(1)	資料1	P65 ④-13 医療的ケア児等への支援体制の充実	<p>医療的ケア児支援協議会を早期に実施し、医療的ケア児に対して、学校への登校に係る看護師補助(サポート)を実施してほしい。</p>	<p>医療的ケア児支援協議会については、コロナ禍での会議の開催方法を工夫し、早期に関係機関との協議及び連携ができるよう努めてまいります。また、学校への登校に係る看護師配置につきましては、障がいの重度重複化や多様化に伴い、医療的ケアも多様化しており保護者の方の支援を含め、地域における保健、医療、福祉、教育等の多分野機関との連携が不可欠です。そのため、関係機関の意見等を参考に協議を進めていきたい考えです。</p>	意見

No.	協議事項	資料番号	該当箇所	意見等の主旨	事務局の対応・回答	対応の種別
4	(1)	資料1	P122 数値目標	②-2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設について、令和7年度目標の5年間総延長3,847mとされているが、有効な場所に敷設されるよう注目している。	いただいたご意見を担当課とも共有し、計画の推進を図ります。	意見
5	(1)	資料1	全体	アンケート調査結果を見ると、就労に関する事項の優先順位が高いと思われます。	ご意見のとおり、就労支援については、意向調査の結果からも読み取れるように充実が求められているため、第5次計画期間でも引き続き推進を図ります。	意見
6	(1)	資料2	全体	71件の意見の中で、B(すでに計画案に意見の趣旨が含まれています)が32件あり、さらにそのうち16件が基本理念を踏まえているので、意見趣旨はすでに計画案に含まれているという説明になっている。しかし、意見を提出した市民の方は、基本理念を踏まえたうえで、具体的な項目の中にも「ともに」という文言を含めることで、市の姿勢がより具体的になると考えたのだと思う。計画案の修正をしないとしても、常に基本理念に照らした検証が必要と考える。 また、C(計画案の修正がしませんが、実施段階で参考にします)が13件あったが、具体的に参考にしたかどうかかどのように市民に伝わるのか疑問に感じる。市民にフィードバックすることが必要と考える。	本計画の基本理念は、その後に記載のある考え方、施策等の前提となるものとして位置付けておりますので、資料2のとおり記載としております。 ご意見にもありましたとおり、市としても「障がいのあつ人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の実現を念頭に各施策の推進及び検証を行っていく考えです。 また、Cとしたご意見についても、担当課に共有しております。本計画もこれまでの計画と同様に社会福祉審議会委員の皆様のご協力をいただきながら、毎年度終了後に全ての施策の進捗状況評価を行ってまいります。審議会での確認後には、市ホームページで公表を予定しております。	意見
7	(3)	資料5・6	答申書案の本文	いずれの計画の答申書案にも、「障がい者児」という表記があるが、あまり一般的でないように感じる。厚生労働省等では「障がい者(児)」または「障がい児・者」と表記されることが多いと思うので、検討してほしい。	ご意見にもありますように、厚生労働省の資料等でも使用されており、上位計画にあたる越谷市総合振興計画でも使用している「障がい者(児)」という表記に統一して修正いたします。	修正

No.	協議事項	資料番号	該当箇所	意見等の主旨	事務局の対応・回答	対応の種別
8	(3)	資料5	答申書案の本文	障がい者の就労について、資料1の第5次越谷市障がい者計画(案)のP19の枠内には、支援の重要性について記載があり、P23の図2-2の上から4項目めの回答が前回より5ポイント程度増加している。このことから、答申書(案)の10行目にある「支援を要する状況」のひとつととらえてよいと考えるため、9行目の「～高まっているとともに」のあとに、「収入確保のための就労支援、」と追記するのはどうか。	<p>ご意見のとおり、アンケート調査等の結果をみると多くの方から就労支援の充実は重要な施策であるという声をいただいております。また、就労支援以外にも多くの方から重要視されている事項もあります。</p> <p>このことから、本市の障がい福祉に係る課題についてより具体的に記載するため、第2段落を以下のとおり修正いたします。</p> <p>【修正後】 一方で、市民の価値観やライフスタイルが多様化する中で障がい者(児)の意識も変化しており、<u>地域における自立や社会参加への意識が一層高まっていることから、生活支援、医療、療育、就労支援、生活環境の整備など幅広い分野の取組みの推進が求められています。</u>また、障がいの重度化、重複化や介護する家族の高齢化等により、生活において複合的な支援を要する状況も増えています。</p>	修正

※その他各資料における誤字等についてご指摘いただいた箇所については、すべて反映させていただいております。